

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岐阜県大垣市青野町882番地3

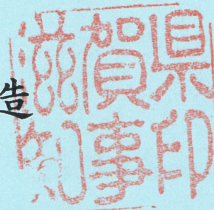
氏 名 中部興運株式会社
代表取締役 福下 毬那

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年 月 日 令和 7 年 4 月 20 日

許可の有効年月日 令和 12 年 4 月 19 日



1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業

特別管理産業廃棄物の種類

廃油（引火性廃油に限り、特定有害物質を含まないものに限る。）／廃酸（pH2.0以下のものに限り、特定有害物質を含まないものに限る。）／廃アルカリ（pH12.5以上のものに限り、特定有害物質を含まないものに限る。）

（以上 3項目）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「なし」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 12 年 4 月 20 日	新規許可
令和 2 年 4 月 20 日	更新許可
令和 7 年 4 月 20 日	更新許可

5. 積替え許可の有無 無
市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有



滋賀県指令南環第 269 号

岐阜県大垣市青野町882番地3

中部興運株式会社

令和 7 年 3 月 12 日付けで申請のありました特別管理産業廃棄物収集運搬業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4第1項の規定により、次のとおり許可します。

令和 7 年(2025年) 4 月 20 日

滋賀県知事 三日月大造



1. 許可業種

収集運搬業（積替えのための保管を除く）

2. 特別管理産業廃棄物の種類

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業

廃油（引火性廃油に限り、特定有害物質を含まないものに限る。）／廃酸（pH2.0以下のものに限り、特定有害物質を含まないものに限る。）／廃アルカリ（pH12.5以上のものに限り、特定有害物質を含まないものに限る。）

（以上 3項目）

3. 許可期間または条件

許可期間は令和 7年(2025年) 4月20日から令和12年(2030年) 4月19日までとします。

教示事項

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。